



“PSYOPS” , State-sponsored online disinformation in international law

Letrone William, Axel

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8673号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482421>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査結果報告

博士學位論文

論文内容の要旨及び審査結果の要旨

氏名 LETRONE WILLIAM AXEL

学位の種類 博士（ 法学 ）

学位授与の条件 神戸大学学位規程第5条1項該当

学位論文の題目

“PSYOPS” , State-sponsored online disinformation in international law
(“PSYOPS” , 国家が関与するサイバー空間での情報操作 : 国際法の観点から)

審査委員	主査	教授	柴田 明穂
		教授	土佐 弘之
		准教授	岡田 陽平

論文内容の要旨

論文題目：“PSYOPS” , State-sponsored online disinformation in international law
(“PSYOPS” , 国家が関与するサイバー空間での情報操作：国際法の観点から)

氏名： LETRONE WILLIAM AXEL

本論文が対象とする psychological operations online (PSYOPS)の位置づけと学術的問題意識について、General Introduction(1-18 頁)及び第 1 章で概説される。PSYOPS は、Martin Libicki (1995) が初めて使った用語であり、サイバー空間を通じた情報操作活動(information operation)の中でも、言語やイメージなど意味論的な情報により人の思考を通じて行動に影響を与えようとする活動であり、国家が戦略的目的を達成するために特定の受け手に対して大規模かつ組織的に偽情報(disinformation)を流す活動であるとされる。そして本論文は、そのような活動を国家が自ら行うかもしくは許している場合の当該国家の国際法上の責任につき検討することが目的であるとされる。他方で、特に「偽情報」に関する一般的に承認された法的定義がないことから、本論文が法的考察の対象としようとする具体的活動の周辺部分は、常に流動的でもある。

以上のような流動的概念ないし活動である PSYOPS につき、関連しうる既存の条約及び慣習国際法を整理し学術的考察のための理論枠組みを提示するのが第 2 章である。まず大前提として、サイバー空間やサイバー活動につき国際法が適用されることを否定する国家ないし論者はいない(p.42)。他方で、PSYOPS の国際法的評価や国際法的対応（規制）になると、国家の見解も学説も一致せず、ここに「法的グレーゾーン」が生じていると言う。現行国際法上、戦争宣伝や憎悪を唱道する行為は、禁止されている。PSYOPS はこうした宣伝・唱道に至らない活動であることが多く、こうした活動を規制する特別の条約はなく、慣習法上の内政不干涉原則や武力不行使原則、主権原則などの適用可能性が指摘されている。この文脈で、PSYOPS への国際法的対応については、学説及び国家実行上、2つの系譜があるとし、1つは国家中心主義的な国際法観に基づき、国家のデジタル主権の保護を強調し、不干涉原則や主権原則の拡大解釈により偽情報作戦にも対応できるとする立場である。もう 1つは自由主義的民主主義的な国際法観に基づき、国家主権よりも人権、自決権を強調し、戦争宣伝やジェノサイド煽動など特に重大な偽情報発信に限定して対応すべきだとする立場である(p.65-66)。この分析枠組みに沿って、第 3 章以下で PSYOPS に適用されうる国際法の現状と課題を論じて行く。

PSYOPS の国際法的規制につきこれまで先行研究が注力してきたのは、第一の国家中心主義的国際法観に基づく議論であり、第 3 章は、そうした膨大な量の先行研究を紹介しつつ、筆者の結論として、不干涉原則や主権原則では PSYOPS の規制は不十分であると言う(p.152)。まず簡単に、PSYOPS にも適用可能な 2つの条約を考察するが、紛争解決条項への留保の多さや締約国の少なさを理由にそれらの実効性を疑問視する。次に慣習法上の武力不行使原則との関係では、すでに国際法上禁止されている「戦争宣伝」に至らない PSYOPS が、「武力行使」や「武力の威嚇」になり得るかの議論を紹介するが、難しいとされる。第 3 章の議論の中心は、適切にも、不干涉原則の適用可能性、特にサイバー空間を介した偽情報の発出がいかなる場合と法的根拠で強制

性(coercion)のある干渉行為になるかである。ここで例として検討され実践的にも意義がある PSYOPS は、他国の選挙プロセスへの介入である。特に筆者は、最近の学説及び国家実行でも盛んに主張され始めている PSYOPS で、非命令的(non-dictatorial)関与でも不干渉原則に違反するとの主張につき考察を加える。ただ、筆者は、非命令的干渉行為を操作(manipulation)や説得(persuasion)と混同することは不適切であり、強制になり得るのは、偽情報の量と質が特定の選挙選択を不可避にするようなものに至る場合、例えば、他の候補者の情報が全く見えなくなるような偽情報の発出のような場合に限られるであろうと言う(p.124)。他にも、強制の要件を「烈度(intensity)」に置き換えて判断する見解なども紹介するが、筆者は否定的である。最後に、不干渉原則とは区別された主権原則違反として PSYOPS を構成しようとする議論を紹介し、偽情報による政府権能に対する障害(disruption)にまで主権侵害を主張できるかについては、実行は不明確であり、ここまで敷居を下げることは「リスクが大きい」と言う(pp.149-150)。結論として、現状では、政治的独立性への不介入規則は、不干渉原則の適用としてのみ、つまり介入行為の強制性の要件をクリアしてのみ認められるという(pp.150-152)。

第4章では、自由主義的民主主義的国際法観に基づき、PSYOPS が国際人権法の下でどのような扱われうるのかにつき考察する。筆者がこのアプローチを支持していることは明らかである(p.153)。具体的には、他国による PSYOPS により、国民の思想信条の自由や人民の対内的自決権を害することになれば、PSYOPS は国際法上違法となり得るという主張である。PSYOPS により他国国民の思想信条や政治的選択に影響が出るだけでは人権侵害にならないため、問題はどの程度の害悪があるときに違法となるかの敷居である。筆者は、一部学説も引用しつつほぼ独自の見解として、個人が知らぬ間に悪質で侵入的で且つ執拗な方法で行われる個人の思想信条に影響を与えようとする PSYOPS は、人権侵害になり(p.155-159)、他国の選挙に関連して、当該国民になりすまして、秘密裏に、大量の偽情報を SNS で拡散するような PSYOPS は、当該国民の対内的自決権の侵害になると言う(p.163)。この基準を適用すると、2016 年ロシアによる米国選挙への PSYOPS は、米国投票権者の思想信条の自由を侵害したと筆者は結論する(p.160)。関連して筆者は、他国からの PSYOPS を禁止するために国家がとる検閲や情報統制措置についても、表現の自由といった国際人権法上の制約がかかると言い(第4章6節)、人権条約のいわゆる域外適用可能性についても論じている(第4章7節)。第5章は、国際法上違法となりえる PSYOPS 行為の国家への帰属の問題と、違法行為防止のための国家の相当注意義務の適用可能性につき論じている。PSYOPS に対応する国家の相当注意義務は、デジタル・リテラシーの向上、関連情報の共有、IT 企業の協力確保などで構成されるとする。

終章「結論」では、PSYOPS を規制しうる国際法は、国際人権法と国家の領土的一体性と政治的独立性を保護する不干渉原則に見いだすことができるとまとめつつ、PSYOPS をめぐるこれまでの議論は、PSYOPS が「心理的」手法を使っていることからして、基本的には国家の利益というより個人の認識能力や権利に悪影響を与える行為であることを看過していたと言う。今後は、他国からの PSYOPS の規制と PSYOPS への政府による対策への制約の両面で、国際人権法の明確化と発展が期待されると主張する。

論文審査結果の要旨

論文題目：“PSYOPS”，State-sponsored online disinformation in international law
(“PSYOPS”，国家が関与するサイバー空間での情報操作：国際法の観点から)

氏名： LETRONE WILLIAM AXEL

本論文は、まず国際法的分析が極めて難しい最新かつ未だに流動的な現象“PSYOPS”に果敢に挑んだことが評価される。この論文は、戦略的目的のために国家がもしくは国家が支援してサイバー空間を利用して偽情報を拡散する活動とそれに伴う国家の国際法上の責任について論じる。そのために、第1章で法的検討対象となる現象の整理を行っていることは重要である。情報操作活動(information operation)の中でも、データやコードによりコンピューター等の誤作動・破壊を試みる活動とは区別される、言語やイメージなど意味論的な情報により人の思考を通じてその行動に影響を与えようとする活動、従来は心理戦(psychological warfare)とも言われていた活動が本論文の対象であり、それが平時に戦略的に(自国の利益ないし優位を確保する目的で)特定の相手に対して偽情報(disinformation)を拡散して行われる場合が PSYOPS である。ただ PSYOPS については、それを国際的に規制し国家に責任を負わせる国際法の特定と内容・解釈が未だ不明確であるとする本論文の問題意識は、的確である。この流動的な国際法の現状を「グレーゾーンにある国際法」(第2章)と表現し、先行研究を渉猟するのみならず、一次資料となる国家や国際機関の最新の実行(56-66頁)も分析しながら論じていることも、評価できる。

本論文が、この流動的課題にどう法的に対応すべきか国家の苦悩を、主要国政府の関連声明や国連総会及び国連人権理事会での議論などの具体的な国際実行で浮き彫りにしている点も、資料的に貴重である。特に、2021年「国家による情報通信技術の利用と国際法に関する国別見解」(註166)、2020年「サイバー空間における国際法保護に関するオクスフォード・プロセス」(註270)、2022年G7/G20の声明(註279)などで明らかになった、日本を含む主要国の PSYOPS に対する国際法的見解を紹介し分析している点が評価できる。そしてこのグレーゾーンにある国際法の理論的分析枠組みとして、国家のデジタル主権を重視する国家中心主義的な国際法観に基づく立場と、人権や自決権を重視する自由主義的民主主義的国際法観に基づく立場とに区別して論じる議論は、Henning Lahmann の2020年論文(註62, p.65)にヒントを得ているとは言え、本論文のオリジナリティーの重要部分を構成する。

本論文では、国家中心主義的国際法観に基づく PSYOPS の規制に限界があることを論じることが中核的主張であり(第3章)、多くの先行研究や国家実行を中立的に紹介しつつ、関連国際法の解釈適用につき見解の不一致があることを論証している。この大量の先行研究と国家実行を体系的に整理して分析したことは評価できる。不干渉原則や国家主権原則の適用では、現代的な PSYOPS の有効な規制はできないという結論を導く際、例えば、不干渉原則における命令的関与と関与の烈度(intensity)に置き換えて論じる議論や、程度の低い選挙阻害行為が主権侵害になるかを論じる議論(133-137, 148頁)に対しては、各原則の敷居を緩和しすぎると、非難された国からの対抗措置のリスクを高めるとして反論する。政策論としての反論であるが、仮に少数説であるとしても、その法的立論と根拠に対するより深い批判的分析が期待されるところでもある。

第4章で展開される議論も、特徴的である。この分野において先行研究が量的にも質的にも発展途上であるのが国際人権法の視点であったことは確かであり、ここに着目した筆者の洞察力は高く評価される。確かに PSYOPS が人の心理を誘導する行為であり、「人」権にその規制原理を求める発想は興味深い。一方で、偽情報のネット上での流布という PSYOPS 行為の本質的性格からして、それを人権侵害であるとして規制対象にするには、特に侵害手段や害悪の程度についても詳細な法的分析が必要である。本論文でも、それら敷居について、悪質で侵入的で且つ執拗な方法であるとか、なりすまさないし秘密裏(covert)に行われていることであるとか、偽情報の大量さであるとか、影響力が強い SNS を利用していることなどを例示するが、こうした基準は現行国際人権法の解釈としてよりも、あるべき法(*lex ferenda*)として提案されているようである。

口頭試験においては、第4章の論理構成として、まず前提的論点としての国際人権法上の国家の義務の域外適用可能性を論じてから、実体規則の検討に入るべきではないかと指摘がなされた。これに対して筆者からは、まずは国家中心主義的国际法観に替わる PSYOPS を規制しうる国際法規則の内容を提示することに力点があったとの回答があった。また、ルワンダ内戦でも実際に問題になったように、ジェノサイドに至るような重大な人権侵害を誘発するプロパガンダ活動は、国際刑事法の適用により個人の刑事責任を問うこともあり得ないのかとの指摘がなされた。この点について筆者は、確かに戦争宣伝や憎悪を唱道する行為は既に国際法上禁止されていることは本論文でも指摘しているが、それを個人の国際刑事責任として問えるかを論じるには、犯罪行為の構成要件など多くの追加論点があり、本論文では意図的に対象にしなかったとの回答があった。

論文の形式面、例えば脚注や文献リストについていくつか改善を要する点、またフランス人の特徴として、豊富な形容詞や副詞で論を展開する論述法は一般的には評価できるものの、法律分野の学術的論文には必ずしも適切ではない英語表現ないし用語が散見される点なども指摘されたが、公開までには修正されるとの回答があった。

以上のように、今後この論文の公開に向けてはいくつかの改善点は指摘できるものの、いずれも本論文の本質的な学術的価値を減じるものではない。極めて現代的且つ流動的でありつつ国際的にも重大な問題として認識されつつある PSYOPS を果敢に対象とし、その国際法的規制可能性については、独自性の高い理論的分析枠組みを提示して、国家中心主義的国际法観に基づく伝統的アプローチでは限界があることを、豊富な先行研究と最新の国家実行を基に実証的に論証し、そして自由主義的民主主義的国际法観に基づく国際人権法の適用可能性とその発展に期待を寄せる本論文は、審査委員の全会一致により、博士(法学)の学位に値する内容であると判断した。

令和 5 年 2 月 7 日

審 査 委 員	主 査	教 授	柴 田 明 穂
		教 授	土 佐 弘 之
		准教授	岡 田 陽 平